

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

Assignment ID: PATI309144

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	04/01/2023
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
BROOKMAN TECHNOLOGY, INC.	04/07/2023
RECEIVING PARTY DATA	
Company Name:	TOPPAN Holdings Inc.
Street Address:	5-1, Taito 1-chome
Internal Address:	Taito-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	1100016
PROPERTY NUMBERS Total: 2	
Property Type	Number
Application Number:	17228689
Application Number:	17139891
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	7209318168
Email:	patentdocketing@polsinelli.com,gmenz@polsinelli.com
Correspondent Name:	Ms. Gwendolyn D. Menz
Address Line 1:	P.O. BOX 140310
Address Line 4:	Kansas City, MISSOURI 64114-0310
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	091119-677804
NAME OF SUBMITTER:	Gwendolyn Menz
SIGNATURE:	Gwendolyn Menz
DATE SIGNED:	06/24/2024
Total Attachments: 24	
source=09119 change documents#page1.tif	
source=09119 change documents#page2.tif	
source=09119 change documents#page3.tif	

source=09119 change documents#page4.tif
source=09119 change documents#page5.tif
source=09119 change documents#page6.tif
source=09119 change documents#page7.tif
source=09119 change documents#page8.tif
source=09119 change documents#page9.tif
source=09119 change documents#page10.tif
source=09119 change documents#page11.tif
source=09119 change documents#page12.tif
source=09119 change documents#page13.tif
source=09119 change documents#page14.tif
source=09119 change documents#page15.tif
source=09119 change documents#page16.tif
source=09119 change documents#page17.tif
source=09119 change documents#page18.tif
source=09119 change documents#page19.tif
source=09119 change documents#page20.tif
source=09119 change documents#page21.tif
source=09119 change documents#page22.tif
source=09119 change documents#page23.tif
source=09119 change documents#page24.tif

CERTIFICATE OF ALL REMOVED MATTERS

Brookman Technology, Inc.
125 Daikumachi, Naka-ku, Hamamatsu-shi, Shizuoka

Corporate Registration No.	0804-01-010948	
Corporate Name	<u>Brookman Lab, Inc.</u>	
	Brookman Technology, Inc.	Changed on April 22, 2009
		Registered on April 30, 2009
Principal Place of Business	<u>3-5-1 Johoku, Hamamatsu-shi, Shizuoka</u>	
	<u>3-1-7 Wajiyama, Hamamatsu-shi, Shizuoka</u>	Moved on August 28, 2006
		Registered on August 28, 2006
	<u>3-1-7 Wajiyama, Naka-ku, Hamamatsu-shi, Shizuoka</u>	Changed on April 1, 2007
		Registered on April 12, 2007
	125 Daikumachi, Naka-ku, Hamamatsu-shi, Shizuoka	Moved on January 19, 2012
		Registered on January 23, 2012
Method of Public Notice	The public notice shall be given by publishing it in the official gazette.	
Date of Incorporation	February 14, 2006	
Corporate Purposes	<u>1 Design of integrated circuits and contracted development and design of software;</u> <u>2 Manufacture and sale of integrated circuits;</u> <u>3 Trial manufacture of integrated circuits and evaluation of prototypes;</u> <u>4 Maintenance, use, management, and licensing of industrial property rights, know-how, and system technology;</u> <u>5 Consulting business concerning integrated circuits and software; and</u> <u>6 Any other businesses that are incidental to the preceding items.</u>	
	1 Design of integrated circuits and contracted development and design of software; 2 Manufacture and sale of integrated circuits; 3 Trial manufacture of integrated circuits and evaluation of prototypes; 4 Maintenance, use, management, and licensing of industrial property rights, know-how, and system technology; 5 Consulting business concerning integrated circuits and software; 6 Manufacture, sale, and rental of integrated circuit evaluation devices; and 7 Any other businesses that are incidental to the preceding items. Changed on June 28, 2019 Registered on July 11, 2019	

	<u>Conditions for exercise of stock acquisition rights</u> <u>(1) A person to whom stock acquisition rights are allotted may exercise his or her stock acquisition rights, provided that he or she is in a status of a director or an employee of the company or any of the affiliated companies of the company at the time of exercising the rights. However, this shall not apply to cases where the board of directors finds a justifiable reason such as retirement from office due to expiry of tenure or mandatory age-limit retirement.</u> <u>(2) In cases of death of a person to whom stock acquisition rights are allotted, his or her heir may exercise such stock acquisition rights. However, such exercise shall be in accordance with the conditions set forth in "Stock acquisition Rights Allocation Agreement" stipulated in (3).</u> <u>(3) Other conditions shall be as specified in "Stock acquisition Rights Allocation Agreement" which is concluded between a person to whom stock acquisition rights are allotted and the company, based on a resolution of the general shareholders meeting and a resolution of the board of directors.</u> <u>Grounds on which the company may acquire stock acquisition rights and the conditions for the acquisition</u> <u>(1) The company may acquire stock acquisition rights free of charge if the general meeting of shareholders of the company approves a merger agreement under which the company will become a non-surviving company, a stock swap agreement or a stock transfer proposal based upon which the company will become a wholly-owned subsidiary, or a company spin-off plan or agreement based on which the company will become a spin-off company (if the approval of the general meeting of shareholders is not required, the resolution of the board of directors).</u> <u>(2) The company may acquire stock acquisition rights free of charge if a person having stock acquisition rights fails to meet the provisions set forth in "Conditions for exercise of stock acquisition rights" above and becomes unable to exercise his or her stock acquisition rights.</u> Issued on June 18, 2015 Registered in June 19, 2015 All of the stock acquisition rights were cancelled on February 21, 2023 Registered on February 27, 2023
Matters related to a Company with a Board of Directors	A company with a board of directors Registered on May 1, 2006 under the provisions of Article 136 of Law No. 87 of 2005
Matters related to a Company with Auditors	A company with auditors Registered on May 1, 2006 under the provisions of Article 136 of Law No. 87 of 2005
Matters related to Registered Matters	Established Registered on February 14, 2006

Brookman Technology, Inc.

125 Daikumachi, Naka-ku, Hamamatsu-shi, Shizuoka

	The company was merged into TOPPAN INC., 1-5-1 Taito, Taito-ku, Tokyo, and dissolved on April 1, 2023. Registered on April 7, 2023 Removed on April 7, 2023
--	---

I hereby certify that matters listed above are all the removed matters listed in the registry.
(Jurisdiction of Hamamatsu Branch of Shizuoka District Legal Affairs Bureau)

April 13, 2023

Taito Branch Office, Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar:

Hidetomo Nakaizumi (Official seal)

閉鎖事項全部証明書

静岡県浜松市中区大工町125番地
株式会社ブルックマンテクノロジー

会社法人等番号	0804-01-010948		
商 号	<u>株式会社ブルックマン・ラボ</u>		
	株式会社ブルックマンテクノロジー	平成21年 4月22日変更	
		平成21年 4月30日登記	
本 店	<u>静岡県浜松市城北三丁目5番1号</u>		
	<u>静岡県浜松市和地山三丁目1番7号</u>	平成18年 8月28日移転	
		平成18年 8月28日登記	
	<u>静岡県浜松市中区和地山三丁目1番7号</u>	平成19年 4月 1日変更	
		平成19年 4月12日修正	
	静岡県浜松市中区大工町125番地	平成24年 1月19日移転	
		平成24年 1月23日登記	
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	平成18年2月14日		
目 的	<u>1 集積回路の設計およびソフトウェアの受託開発設計</u> <u>2 集積回路の製造、販売業務</u> <u>3 集積回路の試作および試作品評価業務</u> <u>4 工業所有権、ノウハウ、システム技術の保全、利用、管理並びに使用許諾</u> <u>5 集積回路およびソフトウェアに関するコンサルタント業</u> <u>6 前各号に付帯する一切の業務</u>		
	1 集積回路の設計およびソフトウェアの受託開発設計 2 集積回路の製造、販売業務 3 集積回路の試作および試作品評価業務 4 工業所有権、ノウハウ、システム技術の保全、利用、管理ならびに使用許諾 5 集積回路およびソフトウェアに関するコンサルタント業 6 集積回路評価機器の製造、販売、およびレンタル業 7 前各号に付帯する一切の業務 令和 1年 6月28日変更 令和 1年 7月11日登記		

静岡県浜松市中区大工町125番地
株式会社ブルックマンテクノロジー

発行可能株式総数	50万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>220株</u>	
	発行済株式の総数 <u>420株</u>	平成18年 4月18日変更
		平成18年 4月20日登記
	発行済株式の総数 <u>1560株</u>	平成18年11月30日変更
		平成18年12月 1日登記
	発行済株式の総数 <u>1760株</u>	平成18年12月26日変更
		平成18年12月27日登記
	発行済株式の総数 <u>2260株</u>	平成23年 3月25日変更
		平成23年 3月28日登記
	発行済株式の総数 <u>3545株</u>	平成25年12月26日変更
		平成26年 1月 8日登記
	発行済株式の総数 <u>3989株</u>	平成26年 3月28日変更
		平成26年 4月10日登記
	発行済株式の総数 <u>4749株</u>	平成29年12月27日変更
		平成30年 1月10日登記
	発行済株式の総数 <u>6284株</u>	平成30年11月28日変更
		平成30年11月30日登記
	発行済株式の総数 <u>6374株</u>	平成30年12月19日変更
		平成30年12月28日登記
	発行済株式の総数 <u>6774株</u>	令和 1年12月20日変更
		令和 1年12月26日登記
	発行済株式の総数 <u>7344株</u>	令和 2年 3月23日変更
		令和 2年 4月 2日登記

静岡県浜松市中区大工町125番地
株式会社ブルックマンテクノロジー

	発行済株式の総数 1万4844株	令和 3年 3月31日変更
		令和 3年 4月14日登記
株券を発行する旨 の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u> 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記	
	平成21年 4月22日廃止 平成21年 4月30日登記	
	<u>当会社の株式については、株券を発行するものとする。</u> 平成30年11月22日設定 平成30年11月30日登記	
	令和 3年 4月30日廃止 令和 3年 5月21日登記	
資本金の額	<u>金1100万円</u>	
	<u>金2100万円</u>	平成18年 4月18日変更
		平成18年 4月20日登記
	<u>金4950万円</u>	平成18年11月30日変更
		平成18年12月 1日登記
	<u>金5450万円</u>	平成18年12月26日変更
		平成18年12月27日登記
	<u>金6950万円</u>	平成23年 3月25日変更
		平成23年 3月28日登記
	<u>金1億5945万円</u>	平成25年12月26日変更
		平成26年 1月 8日登記
	<u>金1億9053万円</u>	平成26年 3月28日変更
		平成26年 4月10日登記
	<u>金2億6653万円</u>	平成29年12月27日変更
		平成30年 1月10日登記

	<u>金4億9678万円</u>	平成30年11月28日変更
		平成30年11月30日登記
	<u>金4億9948万円</u>	平成30年12月19日変更
		平成30年12月28日登記
	<u>金1億1467万円</u>	令和 1年 8月21日変更
		令和 1年 8月22日登記
	<u>金1億2667万円</u>	令和 1年12月20日変更
		令和 1年12月26日登記
	<u>金1億4377万円</u>	令和 2年 3月23日変更
		令和 2年 4月 2日登記
	<u>金300万円</u>	令和 2年 8月20日変更
		令和 2年 9月 2日登記
	<u>金2億2800万円</u>	令和 3年 3月31日変更
		令和 3年 4月14日登記
	<u>金1000万円</u>	令和 3年 8月20日変更
		令和 3年 8月31日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>松 山 武</u>	
	<u>取締役</u> <u>松 山 武</u>	平成20年 4月21日重任
		平成20年 4月28日登記
	<u>取締役</u> <u>松 山 武</u>	平成22年 4月30日重任
		平成22年 5月10日登記
		平成23年 6月28日辞任
		平成23年 7月11日登記

	<u>取締役</u>	<u>奥村隆俊</u>	
	<u>取締役</u>	<u>奥村隆俊</u>	平成20年 4月21日重任
			平成20年 4月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>奥村隆俊</u>	平成22年 4月30日重任
			平成22年 5月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>奥村隆俊</u>	平成24年 6月29日重任
			平成24年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>奥村隆俊</u>	平成26年 6月20日重任
			平成26年 7月 2日登記
	<u>取締役</u>	<u>奥村隆俊</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 6日登記
			平成30年 6月21日退任
			平成30年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>川人祥二</u>	
	<u>取締役</u>	<u>川人祥二</u>	平成20年 4月21日重任
			平成20年 4月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>川人祥二</u>	平成22年 4月30日重任
			平成22年 5月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>川人祥二</u>	平成24年 6月29日重任
			平成24年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>川人祥二</u>	平成26年 6月20日重任
			平成26年 7月 2日登記
	<u>取締役</u>	<u>川人祥二</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 6日登記

	取締役	<u>川 人 祥 二</u>	平成30年 6月21日重任
			平成30年 7月 4日登記
			令和 2年 6月23日重任
			令和 2年 7月31日登記
			令和 4年 6月24日重任
			令和 4年 7月 8日登記
	取締役	<u>石 村 和 清</u>	
			平成20年 4月21日重任
			平成20年 4月28日登記
			平成22年 4月30日重任
			平成22年 5月10日登記
			平成24年 6月29日重任
			平成24年 7月 6日登記
			平成26年 6月20日重任
			平成26年 7月 2日登記
			平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 6日登記
			平成30年 6月21日重任
			平成30年 7月 4日登記
			令和 2年 6月23日退任
			令和 2年 7月31日登記
	取締役	<u>青 山 聡</u>	平成19年 7月30日就任
			平成19年 7月31日登記
			平成20年 4月21日重任
			平成20年 4月28日登記

	<u>取締役</u>	<u>青 山 聡</u>	平成22年 4月30日重任
			平成22年 5月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>青 山 聡</u>	平成24年 6月29日重任
			平成24年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>青 山 聡</u>	平成26年 6月20日重任
			平成26年 7月 2日登記
	<u>取締役</u>	<u>青 山 聡</u>	平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>青 山 聡</u>	平成30年 6月21日重任
			平成30年 7月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>青 山 聡</u>	令和 2年 6月23日重任
			令和 2年 7月31日登記
	<u>取締役</u>	<u>青 山 聡</u>	令和 4年 6月24日重任
			令和 4年 7月 8日登記
	<u>取締役</u>	<u>朴 鍾 皓</u>	平成23年 6月28日就任
			平成23年 7月11日登記
	<u>取締役</u>	<u>朴 鍾 皓</u>	平成24年 6月29日重任
			平成24年 7月 6日登記
			平成24年 8月31日辞任
	<u>取締役</u>	<u>佐 ヶ 木 正 明</u>	平成24年 9月 5日登記
			平成27年 6月26日就任
			平成27年 7月 9日登記
			平成28年 6月24日重任
			平成28年 7月 6日登記
	<u>取締役</u>	<u>佐 ヶ 木 正 明</u>	平成30年 6月21日退任
			平成30年 7月 4日登記

	<u>取締役</u> <u>太 田 尚 徳</u>	平成27年 6月26日就任
		平成27年 7月 9日登記
	<u>取締役</u> <u>太 田 尚 徳</u>	平成28年 6月24日重任
		平成28年 7月 6日登記
		平成30年 6月21日退任
		平成30年 7月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>糸 井 健</u>	平成30年 6月21日就任
		平成30年 7月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>糸 井 健</u>	令和 2年 6月23日重任
		令和 2年 7月31日登記
	<u>取締役</u> <u>糸 井 健</u>	令和 4年 6月24日重任
		令和 4年 7月 8日登記
	<u>取締役</u> <u>北 島 利 明</u>	平成30年 6月21日就任
		平成30年 7月 4日登記
	<u>取締役</u> <u>北 島 利 明</u>	令和 2年 6月23日重任
		令和 2年 7月31日登記
		令和 3年 3月30日辞任
		令和 3年 4月14日登記
	<u>取締役</u> <u>高 野 哲 也</u>	平成30年 6月21日就任
		平成30年 7月 4日登記
		令和 2年 3月31日辞任
		令和 2年 4月 2日登記
	<u>取締役</u> <u>伊 沢 太 郎</u>	令和 1年 6月28日就任
		令和 1年 7月11日登記
	<u>取締役</u> <u>伊 沢 太 郎</u>	令和 2年 6月23日重任
		令和 2年 7月31日登記

		令和 3 年 1 月 2 6 日辞任
		令和 3 年 2 月 2 日登記
	取締役 大 園 哲 郎	令和 3 年 3 月 3 0 日就任
		令和 3 年 4 月 1 4 日登記
	取締役 大 園 哲 郎	令和 4 年 6 月 2 4 日重任
		令和 4 年 7 月 8 日登記
	取締役 中 込 友 洋	令和 3 年 3 月 3 0 日就任
		令和 3 年 4 月 1 4 日登記
	取締役 中 込 友 洋	令和 4 年 6 月 2 4 日重任
		令和 4 年 7 月 8 日登記
	取締役 会 田 芳 久	令和 3 年 3 月 3 0 日就任
		令和 3 年 4 月 1 4 日登記
	取締役 会 田 芳 久	令和 4 年 6 月 2 4 日重任
		令和 4 年 7 月 8 日登記
	静岡県浜松市富塚町2961番地の61 代表取締役 松 山 武	
	静岡県浜松市中区富塚町2961番地の61 代表取締役 松 山 武	平成19年 4 月 1 日変更
		平成19年 4 月 9 日修正
	静岡県浜松市中区富塚町2961番地の61 代表取締役 松 山 武	平成20年 4 月 2 1 日重任
		平成20年 4 月 2 8 日登記
	愛知県稲沢市国府宮一丁目3番20-1002号 代表取締役 青 山 聡	平成22年 4 月 3 0 日退任
		平成22年 5 月 1 0 日登記
	愛知県稲沢市国府宮一丁目3番20-1002号 代表取締役 青 山 聡	平成22年 4 月 3 0 日就任
		平成22年 5 月 1 0 日登記
	愛知県稲沢市国府宮一丁目3番20-1002号 代表取締役 青 山 聡	平成24年 6 月 2 9 日重任
		平成24年 7 月 6 日登記

	<u>愛知県稲沢市国府宮一丁目3番20-1002号</u>	平成26年 6月20日重任
	<u>代表取締役</u> 青 山 聡	平成26年 7月 2日登記
	<u>愛知県稲沢市国府宮一丁目3番20-1002号</u>	平成28年 6月24日重任
	<u>代表取締役</u> 青 山 聡	平成28年 7月 6日登記
	<u>愛知県稲沢市国府宮一丁目3番20-1002号</u>	平成30年 6月21日重任
	<u>代表取締役</u> 青 山 聡	平成30年 7月 4日登記
	<u>愛知県稲沢市国府宮一丁目3番20-1002号</u>	令和 2年 6月23日重任
	<u>代表取締役</u> 青 山 聡	令和 2年 7月31日登記
	<u>愛知県稲沢市国府宮一丁目3番20-1002号</u>	令和 4年 6月24日重任
	<u>代表取締役</u> 青 山 聡	令和 4年 7月 8日登記
	<u>浜松市中区広沢一丁目22番12号静岡大学広沢宿舍1-14</u>	平成23年 2月 1日就任
	<u>代表取締役</u> 川 人 祥 二	平成23年 2月 8日登記
	<u>静岡県浜松市中区広沢二丁目2番13号</u>	平成23年11月 5日住所移転
	<u>代表取締役</u> 川 人 祥 二	平成24年 1月23日登記
	<u>静岡県浜松市中区広沢二丁目2番13号</u>	平成24年 6月29日重任
	<u>代表取締役</u> 川 人 祥 二	平成24年 7月 6日登記
	<u>静岡県浜松市中区広沢二丁目2番13号</u>	平成26年 6月20日重任
	<u>代表取締役</u> 川 人 祥 二	平成26年 7月 2日登記
	<u>静岡県浜松市中区広沢二丁目2番13号</u>	平成28年 6月24日重任
	<u>代表取締役</u> 川 人 祥 二	平成28年 7月 6日登記
	<u>静岡県浜松市中区広沢二丁目2番13号</u>	平成30年 6月21日重任
	<u>代表取締役</u> 川 人 祥 二	平成30年 7月 4日登記
	<u>静岡県浜松市中区広沢二丁目2番13号</u>	令和 2年 6月23日重任
	<u>代表取締役</u> 川 人 祥 二	令和 2年 7月31日登記

		令和 3年 3月30日辞任
		令和 3年 4月14日登記
	<u>監査役</u> <u>林 正 浩</u>	
	<u>監査役</u> <u>林 正 浩</u>	平成22年 4月30日重任
		平成22年 5月10日登記
		平成23年 6月28日辞任
		平成23年 7月11日登記
	<u>監査役</u> <u>鈴木 俊 充</u>	平成23年 6月28日就任
		平成23年 7月11日登記
		平成24年 6月29日辞任
		平成24年 7月 6日登記
	<u>監査役</u> <u>松 山 武</u>	平成23年 6月28日就任
		平成23年 7月11日登記
	<u>監査役</u> <u>松 山 武</u>	平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 9日登記
		平成28年 7月 4日辞任
		平成28年 7月 6日登記
	<u>監査役</u> <u>中 嶋 哲 司</u>	平成28年 6月24日就任
		平成28年 7月 6日登記
		令和 1年 6月28日辞任
		令和 1年 7月11日登記
	<u>監査役</u> <u>長 野 哲 久</u>	令和 1年 6月28日就任
		令和 1年 7月11日登記
	<u>監査役</u> <u>長 野 哲 久</u>	令和 2年 6月23日重任
		令和 2年 7月31日登記

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 平成24年 6月29日設定 平成24年 7月 6日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定める金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u> 平成24年 6月29日設定 平成24年 7月 6日登記 当社は、取締役（業務執行役員等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定により、当該取締役との間で、法令に定める額を限度として、当該取締役の責任を限定する契約を締結することができる。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、法令に定める額を限度として、監査役の責任を限定する契約を締結することができる。 令和 1年 6月28日変更 令和 1年 7月11日登記
新株予約権	<u>第1回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> <u>1200個</u> <u>（新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。）</u> <u>1110個</u> <u>（新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。）</u> 平成30年12月19日変更 平成30年12月28日登記 <u>710個</u> <u>（新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。）</u> 令和 1年12月20日変更 令和 1年12月26日登記 <u>140個</u> <u>（新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。）</u> 令和 2年 3月23日変更 令和 2年 4月 2日登記 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> <u>当社普通株式 1200株</u> なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 <u>調整後株式数＝調整前株式数×株式分割（または株式併合）の比率</u> また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、

当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

当社普通株式 1110株

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割（または株式併合）の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

平成30年12月19日変更 平成30年12月28日登記

当社普通株式 710株

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割（または株式併合）の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

令和 1年12月20日変更 令和 1年12月26日登記

当社普通株式 140株

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割（または株式併合）の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

令和 2年 3月23日変更 令和 2年 4月 2日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に上記「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は金60,000円とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

	1 調整後行使価額＝調整前行使価額×$\frac{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり}}{\text{株式数} \quad \text{払込金額}}}$ また、割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）または自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額＝調整前行使価額×$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{調整前行使価額}}$ 前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。 新株予約権を行使することができる期間 平成25年3月25日から平成32年3月24日まで 但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。ただし、③で規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ① 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案、もしくは当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。 ② 新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権が行使できなくなった場合は、新株予約権を無償で取得することができる。 <table border="1"><tr><td>平成23年</td><td>3月25日発行</td></tr><tr><td>平成23年</td><td>3月28日登記</td></tr></table>	平成23年	3月25日発行	平成23年	3月28日登記
平成23年	3月25日発行				
平成23年	3月28日登記				

令和2年3月25日行使期間満了

令和 2年 4月 2日登記

第2回新株予約権

新株予約権の数

71個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

会社普通株式 71株

なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

上記のほか、行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権の目的たる株式の数を、調整前の各本新株予約権の行使価額の総額を調整後の行使価額で除した株式数に調整する。ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 当初1株につき、金140,000円（以下「行使価額」という。）

(2) (3)の第1号から第3号までに掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

	既発行	調整前	新発行	1株当り	
調整後	株式数	× 行使価額	+	株式数 × 払込金額	
行使価額	=				

既発行株式数 + 新発行株式数

2 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）とする。

4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合および自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

5 行使価額調整式で使用する1株当りの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当りの額とする。

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

1 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

2 株式の分割により普通株式を発行する場合

イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議を

	する株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。 ロ 上記イただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。 (調整前行使価額－調整後行使価額) × 調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数 株式数＝ $\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}}$ この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。 3 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合 調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。 (4) (3)の第1号から第3号までに掲げる自由のほか次の各号に該当する場合は、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届出したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。 1 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。 2 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。 3 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合で、その新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。 新株予約権を行使することができる期間 平成26年6月27日から平成33年6月30日まで（権利行使請求期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。） 新株予約権の行使の条件 なし 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 なし <table><tr><td>平成26年</td><td>6月27日発行</td></tr><tr><td>平成26年</td><td>7月2日登記</td></tr></table> 令和3年7月1日行使期間満了 令和3年9月17日登記 第3回新株予約権	平成26年	6月27日発行	平成26年	7月2日登記
平成26年	6月27日発行				
平成26年	7月2日登記				

新株予約権の数

300個

(新株予約権1個あたりの目的となる株式数1株。ただし、新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式 300株

なお、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合は次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割(または株式併合)の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に上記「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は金140,000円とする。

なお、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

また、割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。)または自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成29年6月18日から平成36年6月17日まで

但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

	<u>新株予約権の行使の条件</u> ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または従業員のいずれかの地位を有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。 ② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。ただし、③で規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。 ③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。 <u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u> ① 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案、もしくは当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたときは、新株予約権を無償にて取得することができる。 ② 新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権が行使できなくなった場合は、新株予約権を無償で取得することができる。		平成 27 年 6 月 18 日発行
			平成 27 年 6 月 19 日登記
	令和 5 年 2 月 21 日新株予約権全部消却 令和 5 年 2 月 27 日登記		
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成 17 年法律第 87 号第 136 条の規定により平成 18 年 5 月 1 日登記	
登記記録に関する事項	設立	平成 18 年 2 月 14 日登記	
	令和 5 年 4 月 1 日東京都台東区台東一丁目 5 番 1 号凸版印刷株式会社に合併し解散	令和 5 年 4 月 7 日登記 令和 5 年 4 月 7 日閉鎖	



静岡県浜松市中区大工町 1 2 5 番地
株式会社ブルックマンテクノロジー

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

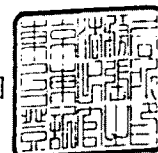
(静岡地方法務局浜松支局管轄)

令和 5 年 4 月 1 3 日

東京法務局台東出張所

登記官

中 泉 英 知



整理番号 ア 1 7 1 8 0 3

* 下線のあるものは抹消事項

PATENT

REEL: 067824 FRAME: 0208

10 / 10

履歴事項全部証明書

東京都台東区台東一丁目5番1号
TOPPANホールディングス株式会社

会社法人等番号	0105-01-016231		
商 号	<u>凸版印刷株式会社</u>		
	TOPPANホールディングス株式会社	令和 5年10月 1日変更	
		令和 5年10月 3日登記	
本 店	東京都台東区台東一丁目5番1号		
電子提供措置に関する規定	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	令和 4年 9月 1日設定	
		令和 4年 9月13日登記	
公告をする方法	当会社の公告は、電子公告により行なう。 <u>http://www.toppa.n.co.jp/</u> ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行なう。	平成17年 6月29日変更	
		平成17年 7月 8日登記	
	当会社の公告は、電子公告により行なう。 <u>https://www.holdings.toppa.n.com/</u> ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行なう。	令和 5年10月 1日変更	
		令和 5年10月 3日登記	
会社成立の年月日	明治41年6月4日		
目 的	1. 製版、印刷、製本およびこれらに関連する各種加工ならびにその製品の販売 2. 包装材および建築材ならびにこれらに関連する製品の製造販売 3. 電気機器、化学機器、その他の精密機器およびエネルギー関連機器ならびに関係部品類の製造販売 4. 印刷関連機材の製造販売 5. 事務用機器、自動販売機器、包装用機器、充填機器、映像機器、音響機器および教育機器ならびに関連機材の製造販売 6. 化粧品、医薬部外品、医薬品および医療機器の製造販売、製造および販売ならびにこれらの充填包装およびその販売 7. 紙加工品、木製品、繊維製品、金属製品、化学工業製品、美術工芸品、日用雑貨品、食料品、酒類を含む飲料品等の製造、処理および販売ならびにこれらの充填包装およびその販売 8. 合成樹脂を材料とした製品の製造販売 9. 情報および宣伝ならびにこれらの媒体の企画、編集、制作、処理、加工、		

整理番号 ア236537

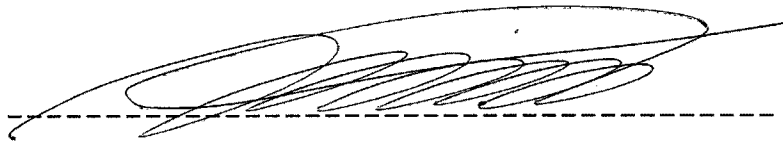
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1 / 14

CERTIFICATION

I, Mitsunobu SATO, Toranomom East Bldg. 7-13,
Nishi-Shimbashi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, do hereby
certify that I am conversant with the English and Japanese
languages and am a competent translator thereof, and I
further certify that to the best of my knowledge and belief
the attached English translation is a true and correct
translation made by me of CERTIFICATE OF ALL REMOVED MATTERS.

Signed on the 15th day of September, 2023

A handwritten signature in black ink, consisting of a large, stylized 'M' followed by several loops and a long horizontal stroke extending to the right. The signature is written above a dashed horizontal line.

Mitsunobu SATO